

PR・啓発

記念ロゴマーク春バスの運行

市コミュニティバス「春（はる）バス」に春日部市市制施行20周年記念ロゴマークを貼付しPRを実施しました。



記念グッズ

ロゴマーク及びキャッチコピーを用いたグッズを作成し記念事業での配布を行いました。

また、のぼり旗については春日部市役所本庁舎及び市内公共施設全31施設に設置しました。

- ・トートバック・ステッカー（大・小）
- ・ネックストラップ・のぼり旗



春日部 LOVEWalker

20周年を記念し、市内外に春日部市の魅力を発信することを目的に「春日部市市制施行20周年記念 春日部 LOVEWalker」作成しました。





記念動画

春日部市の20年のあゆみを紹介する動画を作成し「20周年記念式典」にて初めて披露されました。
春日部市のYouTube公式チャンネルからご覧いただけます。

20周年記念春日部ファミリー新聞



地域情報紙である春日部ファミリー新聞にて20周年記念の特集号が発行されました。

紙面には20周年を記念して開催されたトークセッションや市の年表、かすかべ親善大使からのメッセージが掲載されました。

記念特設ホームページ

市の20周年を記念し特設ホームページを制作しました。

サイト内では20周年の事業概要や20周年記念事業をはじめとした各種イベントの情報などを発信しました。



産業経済新聞

2025年9月26日発行 産経新聞(埼玉版)において、春日部市制施行20周年の記念記事が掲載されました。

オムニ・マネジメント

一般社団法人日本経営協会が発行する経営情報誌「オムニ・マネジメント」に春日部市市制施行20周年記念の特集記事を掲載しました。

発行：一般社団法人日本経営協会

オムニマネジメント2025年11月号

参 考

春日部市市制施行20周年記念事業推進本部要綱

(設置)

第1条 春日部市市制施行20周年記念事業の推進を図るため、春日部市市制施行20周年記念事業推進本部（以下「推進本部」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 記念事業 市が実施する春日部市市制施行20周年記念式典等の事業をいう。

(2) 関連事業 企業、団体等が実施する市制施行20周年に関連した事業をいう。

(所掌事務)

第3条 推進本部は、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 記念事業の総合的な企画、調整等に関すること。

(2) 関連事業の承認に関すること。

(3) その他推進本部が必要と認めた事項

(組織)

第4条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員若干人をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、総合政策部長をもって充てる。

4 本部員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(本部長及び副本部長)

第5条 本部長は、推進本部を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 推進本部の会議は、本部長が招集する。

2 推進本部の議事は、出席本部員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見聴取等)

第7条 推進本部は、審議のため必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(結果報告)

第8条 本部長は、推進本部の会議結果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第9条 推進本部の庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、推進本部が定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、春日部市市制施行20周年記念事業が終了した日限り、その効力を失う。

別表(第4条関係)

市長公室長	総合政策部公共施設事業調整担当部長	財務部長	総務部長
市民生活部長	福祉部長	こども未来部長	健康保険部長
環境経済部長	環境経済部環境担当部長	建設部長	都市整備部長
都市整備部鉄道高架担当部長	上下水道部長	会計管理者	消防長
事務部長	学校教育部長	学校教育部学務指導担当部長	
社会教育部長	議会事務局長	選挙管理委員会事務局長	

春日部市市制施行20周年記念事業プロジェクトチーム要綱

(設置)

第1条 令和7年10月1日に市制施行20周年を迎えるに当たり、記念事業の企画、関連

事業の支援、冠事業の周知等を円滑に行うため、春日部市組織の特例によるプロジェクト

チーム設置規程（平成17年訓令第1号）に基づき、春日部市市制施行20周年記念事業

プロジェクトチーム（以下「チーム」という。）を置く。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 記念事業 市が実施する春日部市市制施行20周年記念式典等の事業をいう。

(2) 関連事業 企業、団体等が実施する市制施行20周年に関連した事業をいう。

(3) 冠事業 市又は関係団体が市制施行20周年を冠して実施する事業（記念事業及び関連事業を除く。）をいう。

(所掌事務)

第3条 チームは、次に掲げる事項を所掌する。

(1) 記念事業の企画に関すること。

(2) 関連事業の支援に関すること。

(3) 冠事業の周知に関すること。

(4) その他市長が必要と認めた事項

(組織)

第4条 チームは、リーダー、サブリーダー及びメンバー若干人をもって組織する。

2 リーダーは、市長公室長及び総合政策部長をもって充てる。

3 サブリーダーは、次長級又は課長級の職にある者のうちから市長が任命する。

4 メンバーは、関係部課における主幹級、主査級、主任級又は主事級の職にある者のうちから市長が任命する。

(協力要請)

第5条 リーダーは、チームの事務遂行上必要があるときは、関係部課に資料の提出その他必要な協力を要請することができる。

(関係部課の協力)

第6条 チームの事務に関係する部課は、チームの事務遂行に積極的に協力し、その事務の援助をするものとする。

(報告)

第7条 リーダーは、その所掌した事務の実施状況及び成果を市長に報告しなければならない。

(庶務)

第8条 チームの庶務は、総合政策部政策企画課において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、チームの運営に関し必要な事項は、リーダーが定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和6年10月10日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、春日部市市制施行20周年記念事業が終了した日限り、その効力を失う。



「クレヨンしんちゃん」 ©臼井儀人／双葉社・シンエイ・テレビ朝日・ADK

春日部市市制施行20周年記念事業報告書

■発行日／令和8年3月

■編集・発行／春日部市市制施行20周年記念式典

事務局：春日部市総合政策部政策企画課